

第3回有識者会議における委員意見

分野	主な意見
情報提供・共有、リスコミ	双方向のコミュニケーションについて、コールセンターやチャットボットの活用等、コロナの際に実際に行った対応について記載しても良いのではないか
ワクチン	協定を締結する医療機関の医療従事者に対してワクチンを優先的に提供する等の配慮を記載するべきである。
医療	<p>○入院調整</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「流行初期期間以降」の範囲が広く、勧告入院による期間と医療の必要性に基づく入院の期間が含まれる。勧告入院の入院調整は県等が中心に、医療の必要性に基づく入院の調整は医療機関が中心になって行うべきである。 • 保健所が入ってもうまく使えていなかった状況があったのも確かなので、それは同じ体制で続ければいいという話ではないが、それに代わるような情報提供等の体制は確認していないといけない。うまく移行して、どこかで併用する時期というのはある。あらかじめ今準備期の中に体制を整えるべき。 • 県の総合調整権限、指示権限について「県は、保健所設置市との間で入院調整が円滑に行われるよう、感染拡大時など広域的な入院調整が必要な場合、必要に応じて総合調整権限、指示権限を行使する」など、もう少し具体的に追記していただきたい。 <p>○医療（全般）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 医療機関が実施する内容は、「・・・医療機関は○○を実施する」など記載した方が良い
全体・実施体制	特定のタイムラインを想定した実践的な訓練を行うべきである。万博を想定等。

兵庫県インフルエンザ等対策行動計画への委員意見の反映①

赤字部分を追記、修正

第3回有識者会議事務局案	改訂版への反映
<p>第3部第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期）</p> <p>2-2.双方向のコミュニケーションの実施</p> <p>県等は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の県民等への周知、Q&Aの公表、県民向けのコールセンター等の設置等を通じて、県民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。</p>	<p>第3部第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（初動期）</p> <p>2-2.双方向のコミュニケーションの実施（P47）</p> <p>県等は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の県民等への周知、Q&Aの公表、県民向けのコールセンター等の設置等を通じて、DXを積極的に活用しながら、県民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。</p> <p>※対応期 3-2.についても同様に追記（P49）</p>
第3回有識者会議事務局案	改訂版への反映
<p>第3部第7章 ワクチン（対応期）</p> <p>（1）目的</p> <p>ワクチンの迅速な接種を推進するとともに、ワクチン接種の症状等の情報収集についても国に協力し、健康被害の迅速な救済につなげる。</p> <p>また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。</p>	<p>第3部第7章 ワクチン（対応期）</p> <p>（1）目的（P66）</p> <p>ワクチンの迅速な接種を推進するとともに、ワクチン接種の症状等の情報収集についても国に協力し、健康被害の迅速な救済につなげる。</p> <p>接種体制については、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持するとともに、国の考え方や、その時点における医療体制の状況等を踏まえ、関係する医療従事者に適切に接種が行われるよう配慮する。</p>

兵庫県インフルエンザ等対策行動計画への委員意見の反映②

第3回有識者会議事務局案

改訂版への反映

第3部第8章 医療

3-2-2-1.協定に基づく医療提供体制の確保等

③ 県等は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院先医療機関の判断等においては、予防計画等に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。なお、県は、保健所設置市との間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。

2-2.医療提供体制の確保等

① 県は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、医療機関に対し病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を・・・

3-1.新型インフルエンザ等に関する基本の対応

② 県は、感染症指定医療機関に対して必要な医療を提供するよう要請するとともに、協定締結医療機関に対して医療措置協定に基づき必要な医療を提供するよう要請する。

第3部第8章 医療

3-2-2-1.協定に基づく医療提供体制の確保等 (P76)

③ 県等は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院先医療機関の判断等においては、予防計画や地域の実情等を踏まえて、医療機関等と適切に連携して対応する。

その際、周囲への感染を防ぐことに重点を置く入院を実施する時期には県等が中心となり、個々の患者の病状に応じた医療の提供に重点を置く入院を実施する時期には、地域において医療機関と県等が連携協力して入院調整を行う。

なお、県は、保健所設置市との間で入院調整が円滑に行われるよう、広域的な入院調整が必要な場合その他県が必要と認める場合は総合調整権限や指示権限を行使する。

2-2.医療提供体制の確保等 (P71)

① 県は、感染症指定医療機関に対して感染症患者の受入体制の確保を要請し、感染症指定医療機関は迅速に受入体制を整える。

また、県は、医療機関に対し、病床使用率、重症者用病床使用率、外来ひっ迫状況等を・・・

3-1.新型インフルエンザ等に関する基本の対応 (P73)

② 県は、感染症指定医療機関に対して必要な医療を提供するよう要請するとともに、協定締結医療機関に対して医療措置協定に基づき必要な医療を提供するよう要請する。

③ 協定締結医療機関は、県の要請に応じて、協定に定めた医療提供を行う。

※3-1.⑥、3-2-1-1.②、3-2-2-1.②についても同様に追記